

5 指導者研修

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区分	内容
講義	①子ども家庭福祉の動向（施策） ②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向 ③関係機関・施設や地域とのかかわり ④保育ソーシャルワーク（講義・演習） ⑤相談援助技術（講義・演習） ⑥スーパービジョン（目的、方法） ⑦ソーシャルアクション ⑧苦情解決と第三者評価 ⑨家庭的保育の運営・管理 ⑩子どもの心身の発達と保育 ⑪子どもの栄養・健康管理 ⑫子どもの安全と環境 ⑬保護者理解と対応
実習	

家庭的保育の保育内容

家庭的保育	
形態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	少人数による個別的対応（一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応） <ul style="list-style-type: none"> ○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 ○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 ○食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握。 ○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 ○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。
保育の環境	家庭的で温かな環境 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境。 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。 子どもの健康と安全を守るための配慮 <ul style="list-style-type: none"> ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性（生活空間を保育環境として見直す） 地域の環境との関わり <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能。
保護者との関わり	少人数による個別的対応（保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応） <ul style="list-style-type: none"> ○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもを見る。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。

認可外保育施設に関する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設 (ex:院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex:東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。(※児童福祉施設最低基準)
※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されることはあり得る。
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準)
※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準（保育所）	認可外保育施設指導監督基準															
職員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 <table border="0"> <tr> <td>(児童)</td> <td>:</td> <td>(保育士)</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> </table> 保育士のみ 	(児童)	:	(保育士)	0歳児	3	1	1・2歳児	6	1	3歳児	20	1	4歳以上児	30	1	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間 11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
(児童)	:	(保育士)															
0歳児	3	1															
1・2歳児	6	1															
3歳児	20	1															
4歳以上児	30	1															
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65m²/人 ほふく室 3.3m²/人 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は遊戯室 1.98m²/人 屋外遊戯場 3.3m²/人 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65m²/人 調理室、便所 															
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 															
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止装置 <ul style="list-style-type: none"> ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項）等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路（4階以上の場合は屋外避難階段を必置） 調理室の防火区画（自動消火装置等が設置されている場合の特例あり） 非常警報器具 カーテン等の防炎処理 	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備 <ul style="list-style-type: none"> ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項）等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路（4階以上の場合は屋外避難階段を必置） 調理室の防火区画（自動消火装置等が設置されている場合の特例あり） 非常警報器具 カーテン等の防炎処理 															
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> 必要な栄養量を含有 献立の作成 ○健康診断の実施 	<p>※ 保育所保育指針に準じる。</p>															

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設への対応の概要

《1. 認可化へ向けた補助事業》

○ 認可化移行促進事業

(20年度予算額13百万円 → 21年度予算額13百万円)

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。
平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

○ 認可外保育施設の衛生・安全対策

(20年度予算額23百万円 → 21年度予算額17百万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。
平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離。

○ 保育所体験特別事業

(20年度予算額300百万円 → 21年度予算額253百万円)

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

○ 保育従事者研修事業

(20年度予算額49百万円 → 21年度予算額50百万円)

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

《2. 多様な保育ニーズに対応するための補助事業》

○ 一時預かり事業（地域密着型）

(20年度予算額 0百万円 → 21年度予算額 197百万円)

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図ることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

○ 休日・夜間保育事業

(20年度予算額576百万円 → 21年度予算額784百万円)

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、平成21年度より、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とする。

事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要

○ 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

	助成率等	助成限度額		
①設置費	2分の1 (中小企業:3分の2)	2, 300万円		
②増築費	2分の1	増築	1, 150万円	5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備
		建替え	2, 300万円	(5人以上の定員増を伴う建替え)
③運営費	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1		1年目～5年目	6年目～10年目及び(※2)
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
	(中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1	深夜延長型	規模に応じ 最高 1, 014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に 係る額 + 165万円	上記それぞれの型の運営に 係る額 + 110万円
			40万円	
④保育遊具等 購入費	自己負担金10万円を 控除した額			

(※1)このほか、平成20年度で廃止となった両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の経過措置分として、918百万円を計上している。

(※2)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設設備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

病院内保育所事業について

子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部（保育士等の人物費等）や、開設に当たっての施設整備について補助を行う。

- 平成22年度要求額 2,192百万円（平成21年度予算額 1,994百万円）

※ 22年度要求において、

1. 補助基準額の更なる嵩上げ

- ・ 保育士1人当たりの補助基準を 180,700円／月 → 188,650円／月
- ・ 24時間保育等基準 20,080円／日 → 20,950円／日

2. 児童保育への補助を新設

- ・ 専任の職員を配置し児童保育を実施する場合 238,560円／月

※ 20年度予算において「緊急一時保育」及び「開設のための施設整備費」も補助対象とした

- 補助率 1／3（国1／3、県1／3、事業者1／3）

- 平成22年度要求内訳 運営費：1,257百万円（対象か所数1,132か所→1,150か所）

24時間保育：783百万円（対象か所数655か所→623か所）

病児等保育：44百万円（対象か所数56か所→57か所）

緊急一時保育：31百万円（対象か所数25か所→25か所）

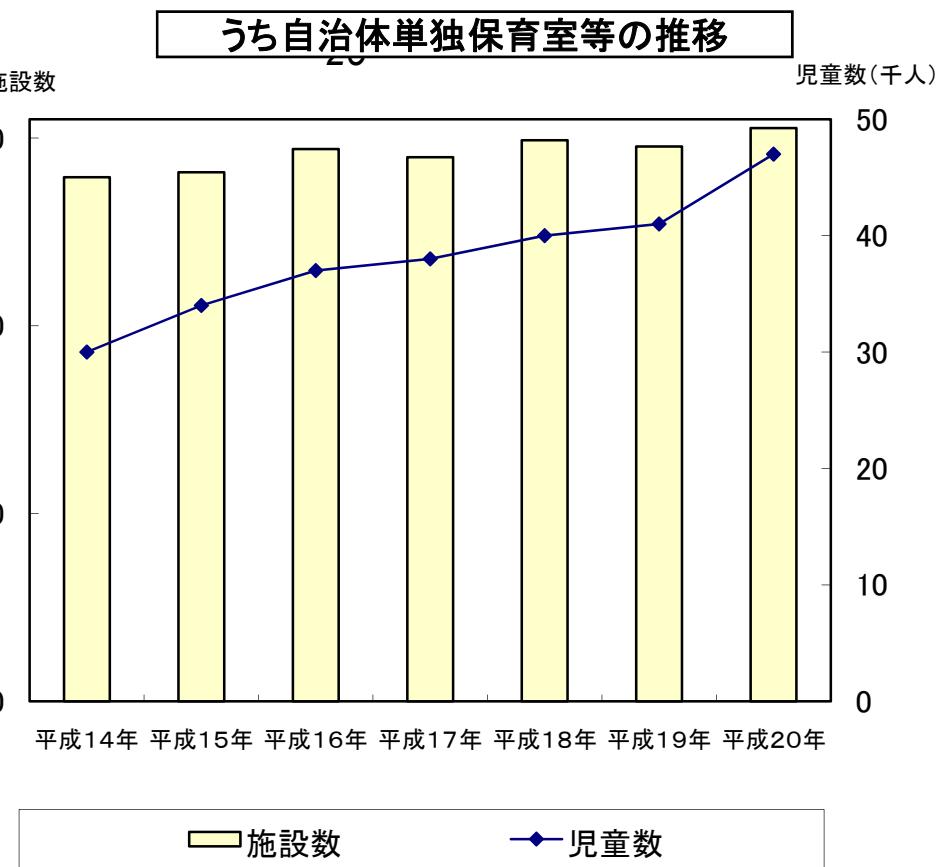
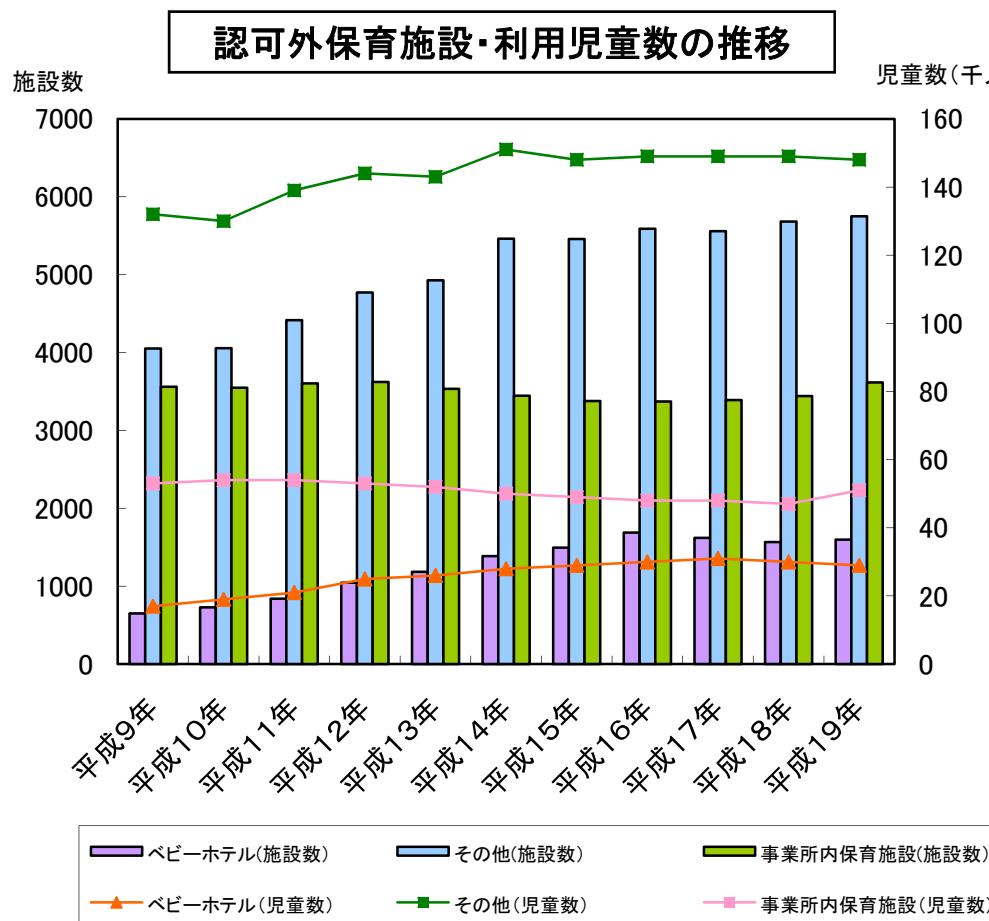
児童保育：76百万円（対象か所数80か所）

※ 運営費等は民間医療機関のみ対象、施設整備費は公的及び民間医療機関のみ対象

※ 院内保育を実施している病院数 2,754か所（平成17年医療施設調査・病院報告）

認可外保育施設数・利用児童数の推移

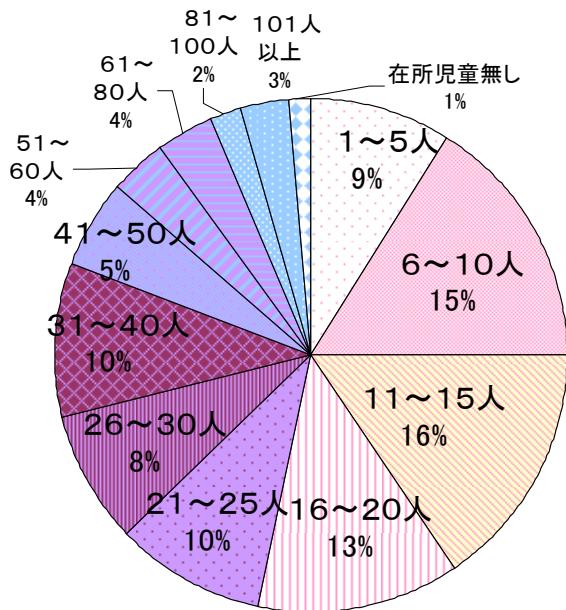
- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室等」の利用児童数は増加傾向にある。



認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



認可外保育施設の
在所児童数規模別の分布

(施設数)

